

掛川市告示第66号

掛川市排水設備指定工事店条例（平成17年掛川市条例第102号）第9条第2項の規定より次のとおり届出があった。

平成26年5月13日

掛川市長 松 井 三 郎

1 指定工事店住所、名称及び代表者名

藤枝市天王町三丁目5番22号

株式会社坂田設備

代表取締役 坂田 順一

2 届出の理由

代表者の異動及び商号の変更が生じたため。

3 届出の内容

(1) 代表者の異動

異動後 代表取締役 坂田 順一

異動前 代表取締役 坂田 時雄

(2) 商号の変更

変更後 株式会社坂田設備

変更前 有限会社坂田設備

4 異動及び変更年月日

平成26年4月23日